| 主眼事項 | 着　眼　点・根拠法令等 | 確認文書 | 結果 |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１ 一般原則 | **◆法第24条の５の11** |  |  |
|  | (1) 指定医療型障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。  **◆平24厚令16第３条第１項**  **条例第３条第１項**  **◎解釈通知第二の１** | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。  **◆平24厚令16第３条第２項**  **条例第３条第２項** | 運営規程  個別支援計画  ケース記録 | □適  □否 |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス（第４の42において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。  **◆平24厚令16第３条第３項**  **条例第３条第３項** | 運営規程  個別支援計画  ケース記録  福祉サービスを提供する者等との連携に努めていることが分かる書類 | □適  □否 |
|  | (4) 指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。  **◆平24厚令16第３条第４項**  **条例第３条第４項**  **◎解釈通知第二の２** | 運営規程  研修計画、研修実施記録  虐待防止関係書類  体制の整備をしていることがわかる書類 | □適  □否  ⇒「指導、訓練等」は第４の20に、「身体拘束等の禁止」は第４の37に、「虐待等の禁止」は第４の38にあり |
| 第２ 人員に関する基準 | **◆法第24条の12第１項**  **◎解釈通知第四の１**  **条例第54条** |  |  |
| １ 従業員の員数 | 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。 |  |  |
| (1)医療法に規定する病院として必要とされる従業員 | 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる数  **◆平24厚令16第52条第１項第１号**  **条例第54条第１項第１号**  **規則第11条第１項第１号** | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表  利用者数（平均利用人数）が分かる書類（実績表等）  以下(7)を除き(8)まで同じ | □適  □否 |
| (2) 児童指導員及び保育士 | イ　総数　①又は②に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数  　①　主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設　通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上  　②　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設　通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上  ロ　児童指導員　１以上  ハ　保育士　１以上  **◆平24厚令16第52条第１項第２号**  **条例第54条第１項第２号**  **規則第11条第１項第２号** | (1)に同じ | □適  □否  児童指導員　　名  保育士　　　　名 |
| (3) 心理指導担当職員 | １以上（主として重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）  **◆平24厚令16第52条第１項第３号**  **条例第54条第１項第３号**  **規則第11条第１項第３号** | (1)に同じ | □適  □否 |
| (4) 理学療法士又は作業療法士 | １以上（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させる指定医療型障害児入所施設に限る。）  **◆平24厚令16第52条第１項第４号**  **条例第54条第１項第４号**  **規則第11条第１項第４号** | (1)に同じ | □適  □否 |
| (5) 児童発達支援管理責任者 | １名以上  **◆平24厚令16第52条第１項第５号**  **条例第54条第１項第５号**  **規則第11条第１項第５号** | (1)に同じ | □適  □否 |
| (6)職業指導員 | 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設において職業指導を行う場合には置く。  **◆平24厚令16第52条第２項**  **条例第54条第２項** | (1)に同じ | □適  □否  □該当なし |
| (7)職務の専従 | (1)から(5)に掲げる従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）  **◆平24厚令16第52条第３項**  **規則第11条第２項** | 従業者の勤務実態の分かる書類（出勤簿等） | □適  □否 |
| (8)従業員の員数に関する特例 | 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。指定障害福祉サービス基準）第50条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、（１）から（７）に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。  **◆平24厚令16第52条第４項**  **条例第54条第４項** | (1)に同じ | □適  □否 |
| 第３ 設備に関する基準 | **◆法第24条の12第２項**  **◎解釈通知第四の２(1)** |  |  |
|  | 指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとなっているか。  (1) 医療法に規定する病院として必要とされる設備を有すること。  **◆平24厚令16第53条第１項**  **条例第55条第１項第１号** | 平面図  設備・備品等一覧表  【目視】  以下(4)を除き(6)まで同じ | □適  □否 |
|  | (2) 訓練室及び浴室を有すること。  **◆平24厚令16第53条第１項**  **条例第55条第１項第２号** | (1)に同じ | □適  □否 |
|  | (3) 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、(1)及び(2)に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けているか。（ただし、第二号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。）  一　主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設　静養室  二　主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設　屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備  **◆平24厚令16第53条第２項**  **条例第55条第２項第１号** | (1)に同じ | □適  □否  □該当なし |
|  | (4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。  **◆平24厚令16第53条第３項**  **条例第55条第２項第２号　　規則第12条** | 平面図  【目視】 | □適  □否  □該当なし |
|  | (5) (1)から(3)に規定する設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(2)及び(3)に規定する設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）  **◆平24厚令16第53条第４項**  **条例第55条第４項** | (1)に同じ | □適  □否  □該当なし |
|  | (6) 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス基準第52条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、(1)から(5)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。  **◆平24厚令16第53条第５項**  **条例第55条第５項** | (1)に同じ | □適  □否  □該当なし |
| 第４ 運営に関する基準 | **◆法第24条の12第２項**  **◎解釈通知第四の３** |  |  |
| １ 内容及び手続　の説明及び同意 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護者（利用申込者）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。  **◆平24厚令16第57条(第６条第１項準用)**  **条例第59条(第７条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(1)**  指定入所支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、当該指定福祉型障害児入所施設の  ・運営規程の概要  ・従業者の勤務体制  ・事故発生時の対応  ・苦情解決の体制  ・提供するサービスの第三者評価の実施状況  （実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該利用申込者の同意を得なければならない。 | 重要事項説明書  利用契約書（保護者の署名捺印） | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。  **◆平24厚令16第57条(第６条第２項準用)**  **条例第59条(第７条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(1)**  利用申込者との間で当該指定入所支援の提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第１項の規定に基づき、  ①当該施設の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②当該施設の経営者が提供する指定入所支援の内容  ③当該指定入所支援の提供につき入所給付決定保護者が支払うべき額に関する事項  ④指定入所支援の提供開始年月日  ⑤指定入所支援に係る苦情を受け付けるための窓口  を記載した書面を交付すること。  　なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項について、電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | 重要事項説明書  利用契約書（保護者の署名捺印）  その他保護者に交付した書面 | □適  □否 |
| ２ 提供拒否の禁止 | 指定医療型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んでいないか。  **◆平24厚令16第57条(第７条準用)**  **条例第59条(第８条準用)**  **◎解釈通知第三の３(2)**  提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、  　①当該施設の利用定員を超える利用申込みがあった場合  　②入院治療の必要がある場合  　③当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援の主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切な指定入所支援を提供することが困難な場合  等である。  　なお、支援の不十分さを伝え利用申込者から断らせる等、障害の程度や所得の多寡を理由に提供を拒否することはできない。 | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
| ３　あっせん、調整及び要請に対する協力 | 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できるだけ協力しているか。  **◆平24厚令16第57条(第８条準用)**  **条例第59条(第９条準用)**  **◎解釈通知第三の３(3)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
| ４　サービス提供困難時の対応 | 指定医療型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。  **◆平24厚令16第57条(第９条準用)**  **条例第59条(第10条準用)**  **◎解釈通知第三の３(4)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
| ５　受給資格の確認 | 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確かめているか。  **◆平24厚令16第57条(第10条準用)**  **条例第59条(第11条準用)**  **◎解釈通知第三の３(5)** | 受給者証の写し | □適  □否  □該当なし |
| ６　障害児入所給付費の支給の申請に係る援助 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第11条第１項準用)**  **条例第59条(第12条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(6)①** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、入所給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第11条第２項準用)**  **条例第59条(第12条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(6)②** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
| ７　心身の状況等の把握 | 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。  **◆平24厚令16第57条(第12条準用)**  **条例第59条(第13条準用)**  **◎解釈通知第三の３(7)** | アセスメント記録  ケース記録 | □適  □否  □該当なし |
| ８　居住地の変更が見込まれる者への対応 | 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しているか。  **◆平24厚令16第57条(第13条準用)**  **条例第59条(第14条準用)**  **◎解釈通知第三の３(8)** | 適宜必要と認められる資料 | □適  □否  □該当なし |
| ９　入退所の記録の記載等 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、入所又は退所に際しては、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他必要な事項（入所受給者鉦記載事項）を、その入所給付決定保護者の入所受給者鉦に記載しているか。  **◆平24厚令16第57条(第14条第１項準用)**  **条例第59条(第15条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(9)①** | 適宜必要と認められる資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、入所受給者鉦記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しているか。  **◆平24厚令16第57条(第14条第２項準用)**  **条例第59条(第15条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(9)①** | 適宜必要と認められる資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しているか。  **◆平24厚令16第57条(第14条第３項準用)**  **条例第59条(第15条第３項準用)**  **◎解釈通知第三の３(9)②** | 適宜必要と認められる資料 | □適  □否  □該当なし |
| 10　サービス提供の記録 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。  **◆平24厚令16第57条(第15条第１項準用)**  **条例第59条(第16条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(10)①** | サービス提供の記録 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。  **◆平24厚令16第57条(第15条第２項準用)**  **条例第59条(第16条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(10)②** | サービス提供の記録 | □適  □否 |
| 11　指定医療型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 | (1) 指定医療型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っているか。  **◆平24厚令16第57条(第16条第１項準用)**  **条例第59条(第17条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(11)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | (2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。（ただし、12(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。）  **◆平24厚令16第57条(第16条第２項準用)**  **条例第59条(第17条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(11)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
| 12　入所利用者負担額の受領 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。  **◆平24厚令16第54条**  **条例第56条第１項**  **◎解釈通知第四の３(1)①** | 請求書  領収書 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払いを受けているか。  　一　当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額  　二　当該障害児入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額  **◆平24厚令16第54条第２項**  **条例第56条第２項　　規則第13条第１項**  **◎解釈通知第四の３(1)②** | 請求書  領収書 | □適  □否 |
|  | (3) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、入所給付決定保護者から受けることができる次の各号に掲げる費用の額の支払を受けているか。  　一　日用品費  　二　一号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの  **◆平24厚令16第54条第３項**  **条例第56条第３項　規則第13条第２項**  **◎解釈通知第四の３(1)③** | 請求書  領収書  重要事項説明書 | □適  □否 |
|  | (4) 指定医療型障害児入所施設は、(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。  **◆平24厚令16第54条第４項**  **条例第56条第４項**  **◎解釈通知第四の３(1)④** | 領収書 | □適  □否 |
|  | (5) 指定医療型障害児入所施設は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。  **◆平24厚令16第54条第５項**  **条例第56条第５項**  **◎解釈通知第四の３(1)⑤** | 重要事項説明書 | □適  □否  □該当なし |
| 13　入所利用者負担額に係る管理 | 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額（入所利用者負担額合計額）を算定しているか。この場合において、当該指定医療型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。  **◆平24厚令16第57条(第18条準用)**  **条例第59条(第19条準用)**  **◎解釈通知第三の３(13)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
| 14　障害児入所給付費の額に係る通知等 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しているか。  **◆平24厚令16第55条第１項**  **条例第57条第１項**  **◎解釈通知第四の３(2)①** | 通知の写し | □適  □否  □該当なし |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。  **◆平24厚令16第55条第２項**  **条例第57条第２項**  **◎解釈通知第四の３(2)②** | サービス提供証明書の写し | □適  □否  □該当なし |
| 15　指定入所支援の取扱方針 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。  **◆平24厚令16第57条(第20条第１項準用)**  **条例第59条(第21条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(15)①** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第20条第２項準用)**  **条例第59条(第21条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(15)②**  支援上必要な事項とは、入所支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含む。 | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。  **◆平24厚令16第57条(第20条第３項準用)**  **条例第59条(第21条第３項準用)**  **◎解釈通知第三の３(15)③** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
| 16　入所支援計画の作成等 | (1) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。  **◆平24厚令16第57条(第21条第１項準用)**  **条例第59条(第22条第１項準用)** | 個別支援計画  児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していることが分かる書類 | □適  □否  支援計画作成者  ( ) |
|  | (2) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。  **◆平24厚令16第57条(第21条第２項準用)**  **条例第59条(第22条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(16)①**  入所支援計画には、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容（行事や日課等も含む）、指定入所支援を提供する上での留意事項等記載すること。なお、入所支援計画の様式については、指定施設毎に定めるもので差し支えない。  また、入所支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものである。 | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングを実施したことが分かる記録 | □適  □否 |
|  | (3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。  **◆平24厚令16第57条(第21条第３項準用)**  **条例第59条(第22条第３項準用)** | アセスメントを実施したことが分かる記録  面接記録 | □適  □否 |
|  | (4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。  **◆平24厚令16第57条(第21条第４項準用)**  **条例第59条(第22条第４項準用)**  **◎解釈通知第三の３(16)②** | 個別支援計画の原案  他サービスとの連携状況が分かる書類 | □適  □否 |
|  | (5) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等の活用可能）を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めているか。  **◆平24厚令16第57条(第21条第５項準用)**  **条例第59条(第22条第５項準用)**  **規則第14条(第５条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(16)②ア** | サービス担当者会議の記録 | □適  □否 |
|  | (6) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。  **◆平24厚令16第57条(第21条第６項準用)**  **条例第59条(第22条第６項準用)**  **◎解釈通知第三の３(16)②イ** | 個別支援計画（保護者の署名捺印） | □適  □否 |
|  | (7) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。  **◆平24厚令16第57条(第21条第７項準用)**  **条例第59条(第22条第７項準用)**  **◎解釈通知第三の３(16)②ウ** | 保護者に交付した記録  個別支援計画（保護者の署名捺印） | □適  □否 |
|  | (8) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。モニタリング）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも６月に１回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて、入所支援計画の変更を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第21条第８項準用)**  **条例第59条(第22条第８項準用)**  **◎解釈通知第三の３(16)②エ** | 個別支援計画  アセスメント及びモニタリングに関する記録 | □適  □否 |
|  | (9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。  一　定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接すること。  二　定期的にモニタリングの結果を記録すること。  **◆平24厚令16第57条(第21条第９項準用)**  **条例第59条(第22条第９項準用)**  **規則第14条(第５条第２項準用)** | モニタリング記録  面接記録 | □適  □否 |
|  | (10) (2)から(7)までの規定は、(8)に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。  **◆平24厚令16第57条(第21条第10項準用)**  **条例第59条(第22条第10項準用)** | (2)から(7)に掲げる確認資料 | □適  □否  □該当なし |
| 17　児童発達支援管理責任者の責務 | 児童発達支援管理責任者は、16に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。  一　18に規定する検討及び必要な援助並びに19に規定する相談及び援助を行うこと。  二　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。  **◆平24厚令16第57条(第22条準用)**  **条例第59条(第23条準用)**  **規則第14条(第６条準用)**  **◎解釈通知第三の３(17)①②** | 相談及び援助を行っていることが分かる書類(ケース記録等)  他の従業者に指導及び助言した記録 | □適  □否 |
| 18　検討等 | 指定医療型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、指定通所支援、指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第23条準用)**  **条例第59条(第24条準用)**  **◎解釈通知第三の３(18)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
| 19　相談及び援助 | 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第24条準用)**  **条例第59条(第25条準用)**  **◎解釈通知第三の３(19)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
| 20　指導、訓練等 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第25条第１項準用)**  **条例第59条(第26条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(20)①** | 個別支援計画  サービス提供の記録  業務日誌等  以下(3)まで同じ | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第25条第２項準用)**  **条例第59条(第26条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(20)①** | (1)に同じ | □適  □否 |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第25条第３項準用)**  **条例第59条(第26条第３項準用)**  **◎解釈通知第三の３(20)①** | (1)に同じ | □適  □否 |
|  | (4) 指定医療型障害児入所施設は、常時１人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。  **◆平24厚令16第57条(第25条第４項準用)**  **条例第59条(第26条第４項準用)**  **◎解釈通知第三の３(20)②** | 勤務実績表  出勤簿（タイムカード）  従業員の資格証  勤務体制一覧表 | □適  □否 |
|  | (5) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定医療型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてないか。  **◆平24厚令16第57条(第25条第５項準用)**  **条例第59条(第26条第５項準用)** | 従業者名簿  雇用契約書  個別支援計画  サービス提供の記録  業務日誌等 | □適  □否 |
| 21　食事 | (1) 指定医療型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。  **◆平24厚令16第57条(第26条第１項準用)**  **条例第59条(第27条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(21)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | (2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。  **◆平24厚令16第57条(第26条第２項準用)**  **条例第59条(第27条第２項準用)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | (3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。  **◆平24厚令16第57条(第26条第３項準用)**  **条例第59条(第27条第３項準用)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | (4) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。  **◆平24厚令16第57条(第26条第４項準用)**  **条例第59条(第27条第４項準用)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
| 22　社会生活上の便宜の供与 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第27条第１項準用)**  **条例第59条(第27条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(22)①** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第27条第２項準用)**  **条例第59条(第27条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(22)②** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  **◆平24厚令16第57条(第27条第３項準用)**  **条例第59条(第27条第３項準用)**  **◎解釈通知第三の３(22)③** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
| 23　健康管理 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも１年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第28条第１項準用)**  **条例第59条(第29条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(23)①**  障害児の健康管理の把握に努め、医師、又は看護師等その他適切な者を健康管理の責任者とし、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を講じること。 | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定医療型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。   |  |  | | --- | --- | | 児童相談所等における障害児の入所前の健康診断 | 入所した障害児に対する障害児の入所お時の健康診断 | | 障害児が通学する学校における健康診断 | 定期の健康診断又は臨時の健康診断 |   **◆平24厚令16第57条(第28条第２項準用)**  **条例第59条(第29条第２項準用)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。  **◆平24厚令16第57条(第28条第３項準用)**  **条例第59条(第29条第３項準用)**  **◎解釈通知第三の３(23)②**  従業者の清潔の保持及び健康状態の管理に努めるべきことを規定し、特に障害児の食事の準備等にあたり注意を払うこと。 | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
| 24　緊急時等の対応 | 指定医療型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。  **◆平24厚令16第57条(第29条準用)**  **条例第59条(第30条準用)**  **◎解釈通知第三の３(24)** | 緊急時対応マニュアル  ケース記録  事故等の対応記録 | □適  □否  □該当なし |
| 25　障害児の入院期間中の取扱い | 指定医療型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定医療型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。  **◆平24厚令16第57条(第30条準用)**  **条例第59条(第31条準用)**  **◎解釈通知第三の３(25)** |  |  |
| 26　給付金として支払を受けた金銭の管理 | 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の設置者が障害児に係る平成24年厚生労働省告示第305号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める給付金」に定める給付金（給付金）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。  一　当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。障害児に係る金銭）をその他の財産と区分すること。  　二　障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。  　三　障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。  　四　当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させること。  **◆平24厚令16第57条(第31条準用)**  **平24厚告305**  **条例第59条(第32条準用)**  **規則第14条(第７条準用)**  **◎解釈通知第三の３(26)①～④** |  |  |
| 27　入所給付決定保護者に関する都道府県への通知 | 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。  **◆平24厚令16第57条(第32条準用)**  **条例第59条(第33条準用)**  **◎解釈通知第三の３(27)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
| 28　管理者による管理等 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置いているか。（ただし、指定医療型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）  **◆平24厚令16第57条(第33条第１項準用)**  **条例第59条(第34条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(28)①** | 勤務実績表  出席簿（タイムカード）  勤務体制一覧表  従業員の資格証  管理者の雇用形態が分かる書類 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第33条第２項)**  **条例第59条(第34条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(28)②** | 業務等の管理を行っていることが分かる書類（運営規程、業務日誌等） | □適  □否 |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者に平成24年厚生労働省令第16号第３章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第33条第３項準用)**  **条例第59条(第34条第３項準用)**  **◎解釈通知第三の３(28)②** | 従業員に遵守させるために必要な指揮命令を行ったことが分かる書類（業務日誌等） | □適  □否 |
| 29　運営規程 | 指定医療型障害児入所施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（運営規程）を定めているか。  一　施設の目的及び運営の方針  二　従業者の職種、員数及び職務の内容  三　入所定員  四　指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額  五　施設の利用に当たっての留意事項  六　緊急時等における対応方法  七　非常災害対策  八　主として入所させる障害児の障害の種類  九　虐待の防止のための措置に関する事項  十　その他施設の運営に関する重要事項  **◆平24厚令16第57条(第34条準用)**  **条例第59条(第35条準用)**  **規則第14条(第８条準用)**  **◎解釈通知第三の３(29)①**  上記二「従業者の員数」は、日々変わりうるものであるため、規程を定めるに当たっては、基準第４条において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。  **◎解釈通知第三の３(29)②**  三「入所定員」は、指定福祉型障害児入所施設において、同時に指定入所支援の提供を受けることができる入所者の数の上限をいう。  **◎解釈通知第三の３(29)③**  四「指定入所支援の内容」については、指導、訓練の内容はもとより、行事及び日課等のサービスの内容を指す。  「入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額」とは、支払を受けることが認められている費用の種類及びその額を指す。  **◎解釈通知第三の３(29)④**  五「施設の利用に当たっての留意事項」は、障害児が指定入所支援の提供を受ける際に、障害児及び入所給付決定保護者が留意すべき事項であり、「入所生活上のルール、設備の利用上の留意事項等」を指す。  **◎解釈通知第三の３(29)⑤**  七「非常災害対策」は、基準第37条に規定する非常災害対策に関する具体的計画を指す。  **◎解釈通知第三の３(29)⑥**  八「事業の主たる対象とする障害の種類」について、障害種別に係わらず障害児を受け入れることを基本とするが、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の障害の特性に応じた専門性に十分配慮する必要があることから、提供する支援の専門性を確保するため、あらかじめ、主として入所させる障害児の障害種別を定めること。  なお、当該対象以外の者からサービス利用の申込みがあった場合、当該障害児に対し指定入所支援の提供に支障がない場合は、応諾義務が課せられるものである。  **◎解釈通知第三の３(29)⑦**  九「虐待の防止のための措置」については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)により、施設における虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生した場合の対応について、地方自治体に向け技術的助言を行っているところであるが、より実効性を担保する観点から、指定福祉型障害児入所施設においても、障害児に対する虐待を、早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものである。具体的には、  ア虐待防止に関する責任者の設置  イ苦情解決体制の整備  ウ従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画など)  エ基準第42条第2項第1号の虐待の防止のための対策を検討する委員会(以下「虐待防止委員会」)の設置等に関すること  等を指すものである。  **◎解釈通知第三の３(29)⑧**  上記のほか、苦情解決の体制等施設の運営に関する事項を定めておくことが望ましい。 | 運営規程 | □適  □否 |
| 30　勤務体制の確保等 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。  **◆平24厚令16第57条(第35条第１項準用)**  **条例第59条(第36条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(30)①**  指定福祉型障害児入所施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にすること。 | 従業者の勤務表 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）  **◆平24厚令16第57条(第35条第２項準用)**  **条例第59条(第36条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(30)②**  　指定児福祉型障害児入所施設は、原則として当該施設の従業者によって指定入所支援を提供すべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認める。 | 勤務形態一覧表または雇用形態が分かる書類 | □適  □否  □該当なし |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。  **◆平24厚令16第57条(第35条第３項準用)**  **条例第59条(第36条第３項準用)**  **◎解釈通知第三の３(30)③**  研修機関が実施する研修や当該施設内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 | 研修計画、研修実施記録 | □適  □否 |
|  | (4) 指定医療型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。  **◆平24厚令16第57条(第35条第４項準用)**  **条例第59条(第36条第４項準用)**  **◎解釈通知第三の３(30)④**  雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第１項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の２第１項の規定に基づき、指定福祉型障害児入所施設には、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられていることを踏まえ、規定したものである。指定福祉型障害児入所施設が講ずべき措置の具体的内容及び指定福祉型障害児入所施設が講じることが望ましい取組については、解釈通知を確認のこと。なお、セクシャルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、保護者等から受けるものも含まれることに留意すること。 | 就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類 | □適  □否 |
| 31　業務継続計画 の策定等 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  **◆平24厚令16第57条(第35条の２第１項準用)**  **条例第59条(第36条の２第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(31)①**  業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第35条の２に基づき指定福祉型障害児入所施設に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  **◎解釈通知第三の３(31)②**  業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。  ア　感染症に係る業務継続計画  a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)  b 初動対応  c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)  イ　災害に係る業務継続計画  a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必需品の備蓄等)  b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)  c 他施設及び地域との連携  ※業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用については、令和３年から３年間の経過措置が設けられており、令和６年３月３１日までは努力義務となっている。 | 業務継続計画 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  **◆平24厚令16第57条(第35条の２第２項準用)**  **条例第59条(第36条の２第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(31)③**  研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応に係る理解の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年１回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。  **◎解釈通知第三の３(31)④**  訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定福祉型障害児入所施設内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年１回以上)に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。  ※令和６年３月３１日までは努力義務 | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | □適  □否 |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第35条の２第３項準用)**  **条例第59条(第36条の２第３項準用)**  ※令和６年３月３１日までは努力義務 | 業務継続計画の見直しを検討したことが分かる書類 | □適  □否 |
| 32　定員の遵守 | 指定医療型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。）  **◆平24厚令16第57条(第36条準用)**  **条例第59条(第37条準用)**  **◎解釈通知第三の３(32)** | 運営規程  利用者数が分かる書類（利用者名簿等） | □適  □否  入所者数　　　名  入所定員　　　名  居室定員　　　名 |
| 33　非常災害対策 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。  **◆平24厚令16第57条(第37条第１項準用)**  **条例第59条(第38条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(33)①**  非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連絡体制の整備、避難、救出訓練の実施等その対策の万全を期さなければならない。  **◎解釈通知第三の３(33)②**  「消火設備その他の非常災害に際して必要な設備」とは、消防法(昭和23年法律第186号)その他の法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない  **◎解釈通知第三の３(33)③**  「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第６号)第３条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定に基づき定められる者に行わせるものとする。  **◎解釈通知第三の３(33)④**  「関係機関への通報及び連絡体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。 | 非常火災時対応マニュアル（対応計画）  運営規程  通報・連絡体制  消防用設備点検の記録 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第37条第２項準用)**  **条例第59条(第38条第２項準用)** | 避難訓練の記録  消防署への届出 | □適  □否 |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設は、(2)の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めているか。  **◆平24厚令16第57条(第37条第３項準用)**  **条例第59条(第38条第３項準用)**  **◎解釈通知第三の３(33)⑤** | 地域住民が訓練に参加していることが分かる書類 | □適  □否 |
| 34　衛生管理等 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第38条第１項準用)**  **条例第59条(第39条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(34)①**  従業者が感染源になることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じることを規定したものであり、このほか次の点に留意すること。  ア　指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと  イ　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること  ウ　空調設備等により施設内の適温の確保に努めること | 衛生管理に関する書類 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定医療型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  **◆平24厚令16第57条(第38条第２項第1号準用)**  **条例第59条(第39条第２項準用)**  **規則第14条(第８条の２第１号準用)**  **◎解釈通知第三の３(34)②ア** | 衛生管理に関する書類  委員会議事録 | □適  □否 |
|  | ②　当該指定医療型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  **◆平24厚令16第57条(第38条第２項第2号準用)**  **条例第59条(第39条第２項準用)**  **規則第14条(第８条の２第２号準用)**  **◎解釈通知第三の３(34)②イ** | 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針 | □適  □否 |
|  | ③　当該指定医療型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に実施しているか。  **◆平24厚令16第57条(第38条第２項第3号準用)**  **条例第59条(第39条第２項準用)**  **規則第14条(第８条の２第３号準用)**  **◎解釈通知第三の３(34)②ウ、エ**  ※令和６年３月31日までは努力義務 | 研修及び訓練を実施したことが分かる書類 | □適  □否 |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。  **◆平24厚令16第57条(第38条第３項準用)**  **条例第59条(第39条第３項準用)**  **◎解釈通知第三の３(34)③** | ケース記録 | □適  □否 |
| 35　協力歯科医療機関 | 指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものを除く。）は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めているか。  **◆平24厚令16第56条**  **条例第58条**  **◎解釈通知第四の３(3)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
| 36　掲示 | 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。  又は、指定医療型障害児入所施設は、これらの事項を記載した書面を当該指定医療型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。  **◆平24厚令15第57条(第40条第１項、第２項準用)**  **条例第59条(第41条第１項、第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(36)①**  指定福祉型障害児入所施設は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、次に掲げる点に留意し掲示しなければならない。  ア　指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことである。  イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することは不要  **◎解釈通知第三の３(36)②**  重要事項を記載したファイル等を自由に閲覧可能な形で施設内に備え付けることにより、第１項の掲示に代えることができる。 | 施設の掲示物又は備え付け閲覧物 | □適  □否  □掲示  □閲覧 |
| 37　身体拘束等の禁止 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていないか。  **◆平24厚令16第57条(第41条第１項準用)**  **条例第59条(第42条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(37)①** | 個別支援計画  身体拘束等に関する書類 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。  **◆平24厚令16第57条(第41条第２項準用)**  **条例第59条(第42条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(37)①** | 身体拘束等に関する書類（必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等） | □適  □否  □該当なし |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　身体拘束等の適正化のための指針を整備しているか。  ③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。  **◆平24厚令16第57条(第41条第３項準用)**  **条例第59条(第42条第３項準用)**  **規則第14条(第８条の３準用)**  **◎解釈通知第三の３(37)②～④**  ※令和3年4月1日に既に指定を受けている指定福祉型障害児入所施設については、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による | 委員会議事録  身体拘束等の適正化のための指針  研修を実施したことが分かる書類 | □適  □否  □適  □否  □適  □否 |
| 38　虐待等の禁止 | (1) 指定医療型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為(被措置児童等虐待)その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。  **◆平24厚令16第57条(第42条第１項準用)**  **条例第59条(第43条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(38)** | 個別支援計画  虐待防止関係書類(研修記録、虐待防止マニュアル等)  ケース記録  業務日誌 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。  ①　当該指定医療型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。  ②　当該指定医療型障害児入所施設において 、従業者に対し、虐待の防止ための研修を定期的に実施しているか。  ③　①及び②に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。  **◆平24厚令16第57条(第42条第２項準用)**  **条例第59条(第43条第２項準用)**  **規則第14条(第８条の４準用)**  **◎解釈通知第三の３(38)①～④** | 委員会議事録  従業者に周知したことが分かる書類  研修を実施したことが分かる書類  担当者が配置されていることが分かる書類（辞令、人事記録等） | □適  □否  □適  □否  □適  □否 |
| 39　懲戒に係る権限の濫用禁止 | 指定医療型障害児入所施設の長たる指定医療型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し親権を行う場合であって懲戒するとき又は懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。  **◆平24厚令16第57条(第43条準用)**  **条例第59条(第44条準用)**  **◎解釈通知第三の３(39)**  　※「懲戒に係る権限の濫用禁止について(平成10年2月18日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉・児童家庭局企画課長連名通知)参考のこと | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
| 40　秘密保持等 | (1) 指定医療型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。  **◆平24厚令16第57条(第44条第１項準用)**  **条例第59条(第45条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(40)①** | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。  **◆平24厚令16第57条(第44条第２項準用)**  **条例第59条(第45条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(40)②**  当該指定福祉型障害児入所施設の従業者等が、従業者等でなくなった後においても業務上知り得た秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととする。 | 従業者及び管理者の秘密保持誓約書  その他必要な措置を講じたことが分かる文書（就業規則等） | □適  □否 |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設は、指定障害児通所支援事業者、指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。  **◆平24厚令16第57条(第44条第３項準用)**  **条例第59条(第45条第３項準用)**  **◎解釈通知第三の３(40)③**  従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するために、指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、文書により障害児又はその家族の同意を得る必要があるが、この同意は、サービス提供開始時に支給決定保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りる。 | 個人情報同意書 | □適  □否 |
| 41　情報の提供等 | 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定医療型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。  **◆平24厚令16第57条(第45条第１項準用)**  **条例第59条(第46条第１項準用)** | 情報提供を行ったことが分かる書類（パンフレット等） | □適  □否 |
| 42　利益供与等の禁止 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（障害児相談支援事業者等）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。  **◆平24厚令16第57条(第46条第１項準用)**  **条例第59条(第47条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(41)①** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。  **◆平24厚令16第57条(第46条第２項準用)**  **条例第59条(第47条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(41)②** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
| 43　苦情解決 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  **◆平24厚令16第57条(第47条第１項準用)**  **条例第59条(第48条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(42)①**  　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該施設等における苦情を解決するための措置を講ずることをいう。当該措置の概要について、入所給付決定保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、当該施設に掲示することが望ましい。 | 苦情受付簿  重要事項説明書  契約書  事業所の掲示物 | □適  □否  　□苦情受付窓口の設置  　□その他  　( ) |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  **◆平24厚令16第57条(第47条第２項準用)**  **条例第59条(第48条第２項準用)**  **◎解釈通知第三の３(42)②**  　苦情に対し指定福祉型障害児入所施設が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定福祉型障害児入所施設が提供したサービスとは関係のないものを除く)の受付日、内容等を記録することを義務付けたものである。 | 苦情者への対応記録  苦情対応マニュアル | □適  □否  □該当なし |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第１項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定医療型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第47条第３項準用)**  **条例第59条(第48条第３項準用)** | 市町村又は都道府県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことが分かる書類 | □適  □否  □該当なし |
|  | (4) 指定医療型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を都道府県知事に報告しているか。  **◆平24厚令16第57条(第47条第４項準用)**  **条例第59条(第48条第４項準用)** | 都道府県等への報告書 | □適  □否  □該当なし |
|  | (5) 指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。  **◆平24厚令16第57条(第47条第５項準用)**  **条例第59条(第48条第５項準用)**  **◎解釈通知第三の３(42)③** | 運営適正委員会の調査又はあっせんに協力したことが分かる資料 | □適  □否  □該当なし |
| 44　地域との連携等 | 指定医療型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。  **◆平24厚令16第57条(第48条準用)**  **条例第59条(第49条準用)**  **◎解釈通知第三の３(43)** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
| 45　事故発生時の対応 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  **◆平24厚令16第57条(第49条第１項準用)**  **条例第59条(第50条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(44)**  留意点  　①指定入所支援の提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。  　　また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましい。  　②賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。  　③事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(ﾘｽｸﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ)に関する取り組み指針(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので参考にされたい。 | 事故対応マニュアル  都道府県、市町村、家族等への報告記録 | □適  □否  □該当なし |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。  **◆平24厚令16第57条(第49条第２項準用)**  **条例第59条(第50条第２項準用)** | 事故の対応記録  ヒヤリハットの記録 | □適  □否  □該当なし |
|  | (3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。  **◆平24厚令16第57条(第49条第３項準用)**  **条例第59条(第50条第３項準用)** | 再発防止の検討記録  損害賠償を速やかに行ったことが分かる資料（賠償責任保険書類等） | □適  □否  □該当なし |
| 46　記録の整備 | (1) 指定医療型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。  **◆平24厚令16第57条(第51条第１項準用)**  **条例第59条(第52条第１項準用)**  **◎解釈通知第三の３(46)** | 職員名簿  設備・備品台帳  帳簿等の会計書類 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から５年間保存しているか。  一　入所支援計画  二　提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録  三　都道府県への通知に係る記録  四　37(2)に規定する身体拘束等の記録  五　43(2)に規定する苦情の内容等の記録  六　45(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  **◆平24厚令16第57条(第51条第２項準用)**  **条例第59条(第52条第２項準用)**  **規則第14条(第９条準用)**  **◎解釈通知第三の３(46)** | 左記一から六までの書類 | □適  □否 |
| 47 電磁的記録等 | (1) 指定障害児入所施設等及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるもの(９(1)の受給者証記載事項又は５の受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び９(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができているか。  **◆平24厚令16第58条第１項**  **条例第60条第１項**  **◎解釈通知第五の２(1)①～④** | 電磁的記録簿冊 | □適  □否 |
|  | (2) 指定障害児入所施設等及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができているか。  **◆平24厚令16第58条第２項**  **条例第60条第２項**  **◎解釈通知第五の２(2)①～④** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否 |
| 第５　変更の届出等 | 指定障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他児童福祉法施行規則で定める事項に変更があつたときは、児童福祉法施行規則で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。  **◆法第24条の13**  **施行規則第25条の22第１項～第３項** | 適宜必要と認める資料 | □適  □否  □該当なし |
| 第６　障害児入所給付費の算定及び取扱い | **◆法第24条の２第２項**  **◎留意通知第三の(2)** |  |  |
| １　基本事項 | (1) 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関における指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費単位数表」の第２により算定する単位数に十円を乗じて得た額を算定しているか。  **◆平24厚告123の一** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否 |
|  | (2) (1)の規定により、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関における指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。  **◆平24厚告123の二** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否 |
| ２　医療型障害児入所施設給付費 | (1) 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別及び入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。  **◆平24厚告123別表第２の１の注１**  **◎留意通知第三の(2)①** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否 |
|  | (2) 指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合又は指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合については、入所給付決定に当たり、一定期間の指定入所支援を行うことにより退所が可能であると都道府県知事が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。  **◆平24厚告123別表第２の１の注１の２**  **◎留意通知第三の(2)①の２** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否 |
| （減算が行われる場合） | (3) 指定医療型障害児入所施設に係る医療型障害児入所給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 |  |  |
|  | **【定員超過減算】**  ①　障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の四の表の上欄に該当する場合　同表下欄に定める割合 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | **【入所支援計画未作成減算】**  ②　指定入所支援の提供に当たって、平成24年厚生労働省令第16号「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（指定入所基準）第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画が作成されていない場合　次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合  　（一）入所計画が作成されていない期間が３月未満の場合　100分の70  　（二）入所計画が作成されていない期間が３月以上の場合　100分の50 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | **◆平24厚告123別表第２の１の注２**  **平24厚告271の四**  **◎留意通知第二の１(5)、第二の１(7)**  **◎京都府知事は、次の減算対象に該当する場合指導を行い、指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。**  **①定員超過減算：**定員超過を解消するよう指導し、指導に従わず超過が継続する場合  **②入所支援計画未作成減算：**当該規定を遵守するよう指導し、指導に従わない場合 |  |  |
| ３　身体拘束廃止未実施減算 | 指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第2項又は第3項に規定する基準に適合していない場合は、１日につき５単位を所定単位数から減算しているか。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第41条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算していないか。  **◆平24厚告123別表第２の１の注３**  **◎留意通知第二の１(9)**  次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を同知事に報告し、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間、利用者全員について減算する。  なお、**京都府知事は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事実が継続する場合には、改善を行うよう指導し、指導に従わない場合は特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討する。**  ①身体拘束等に係る記録が行われていない場合  ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない(年1回以上開催していない)場合  ※当該委員会については、事業所単位でなく法人単位での設置・開催や虐待防止委員会と一体的に設置・運営してよい。  ③身体拘束等の適正化のための指針未整備の場合  ④身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない(年1回以上実施していない)場合  ※令和５年３月31日までの間は、上記②から④のいずれかに該当する場合であっても減算しない。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | **複数の減算事由に該当する場合**  それぞれの減算割合を乗ずることになるが、減算となる単位数が大きい方についてのみ減算する減算の単位数が同じ場合は、いずれか一方の事由にのみ着目して減算を行う。  **京都府知事は、複数の減算事由に該当する場合には、重点的な指導を行うとともに指導に従わない場合には指定の取消を検討** |  |  |
| ４　重度障害児支援加算 | (1) 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十八に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次のイからハまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じ、重度障害児支援加算として、１日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、６の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。  イ　主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合（ロに該当する場合を除く。）  ①　次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの  (一)食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活活動の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者  (二)頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者  ②　盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの  ロ　主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに掲げる障害児であって、次の①から③までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合  ①　６歳未満である者  ②　医療型障害児入所施設を退所後３年未満である者  ③　入所後１年未満である者  ハ　主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合  ①　各種補装具を用いても身体の移動が困難である者  ②　機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者  **◆平24厚告123別表第２の１の注４**  **平24厚告269の十八**  **◎留意通知第三の(2)②** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | (2) (1)の重度障害児支援加算を算定している指定医療型障害児入所施設であって、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十八の二に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、(1)のイの ①の(二)に規定する者に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十六の二に該当する指定障害児入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  **◆平24厚告123別表第２の１の注４の２**  **平24厚告269の十八の二(十三の二準用)**  **平24厚告270の十六の二(十二の二準用)**  **◎留意通知第三の(2)③**  　次の(一)から(三)までのいずれかに該当する場合に算定する可能  　(一)入所報酬告示第１の１の注５の重度障害児支援加算を算定していること。  　(二)強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修終了者(以下「実践研修終了者」)を１人以上配置し、支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨の届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。  　(三)実践研修修了者の作成した支援家各シート等に基づき、基礎研修修了者又は行動援護従業者養成研修修了者が、主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行動を有し、監護を必要とする入所児童に対して支援を行っていること |  |  |
| ５　重度重複障害児加算 | ４の(1)のイからハまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち３以上（主として肢体不自由児に対し指定施設入所支援を行う場合にあっては、２以上）の障害を有するもの（重症心身障害児を除く。）に対し、指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、６の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。  **◆平24厚告123別表２の１の注５**  **◎留意通知第三の(2)④** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| ６　強度行動障害児特別支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十八の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」第十六の二に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」第十六の三に適合する指定入所支援を行った場合に、強度行動障害児特別支援加算として、１日につき781単位を所定単位数加算しているか。さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、700単位を加算しているか。  **◆平24厚告123別表第２の１の注５の２**  **平24厚告269の十八の三(十四準用)**  **平24厚告270の十六の二(一の五準用)**  **同　　　　十六の三(十三準用)**  **◎留意通知第三の(2)④の２** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| ７　乳幼児加算 | 指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に、乳幼児加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。  **◆平24厚告123別表第２の１の注６** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| ８　心理担当職員配置加算 | 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十八の三に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合を除く。）において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、６の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。  **◆平24厚告123別表第２の１の注７**  **平24厚告269の十八の三**  **◎留意通知第三の(2)④の３**  　指定福祉型障害児入所施設において、専ら当該施設の職務に従事する心理担当職員を１名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算できる。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| ９　公認心理師 | 公認心理師を１人配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（８の心理担当職員配置加算を算定している医療型障害児入所施設に限る。）において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  **◆平24厚告123別表第２の１の注８**  **◎留意通知第三の(2)④の３** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| 10 ソーシャルワーカー配置加算 | 障害児が指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、又は退所後に地域における生活に移行するに当たり、障害児の家族及び地域との連携の強化を図るために、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、社会福祉士等を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、１日につき40単位を所定単位数に加算しているか。  **◆平24厚告123別表第２の１の注９**  **◎留意通知第三の(2)④の４( (1)⑧の４準用)**  指定福祉型障害児入所施設において、指定入所基準に定める員数に加え、専ら当該施設の職務に従事する看護職員を１名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設について加算できる。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| 11　自活訓練加算 | (1) 個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。）が認めた障害児に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十九に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十四に適合する自活に必要な訓練（自活訓練）を行った場合に、当該障害児１人につき360日間を限度として所定単位数を加算しているか。  **◆平24厚告123別表第２の２の注１**  **平24厚告269の十九　　平24厚告270の十四**  **◎留意通知第三の(2)⑤( (1)⑩準用)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | (2) 自活訓練加算(Ⅰ)については自活訓練加算(Ⅱ)以外の場合に、自活訓練加算(Ⅱ)については自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物と密接な連携が確保できる範囲内の距離にある借家等において自活訓練を行ったときに、所定単位数を加算しているか。  **◆平24厚告123別表第２の２の注２** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | (3) 同一の障害児について、同一の指定医療型障害児入所施設に入院中１回を限度として加算しているか。  **◆平24厚告123別表第２の２の注３** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| 12 福祉専門職員配置等加算  (福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)) | (1) 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  **◆平24厚告123別表第２の３の注１**  **◎留意通知第三の(2)⑥(第二の２(1)⑨準用)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| （福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)） | (2) 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。）のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定していないか。  **◆平24厚告123別表第２の３の注２**  **◎留意通知第三の(2)⑥(第二の２(1)⑨準用)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| （福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)） | (3) 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定していないか。  ①　指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士又は指定　発達支援医療機関の職員（直接支援業務に従事する児童指導員又は保育士に限る。）（児童指導員等）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。  ②　児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、３年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。  **◆平24厚告123別表第２の３の注３**  **◎留意通知第三の(2)⑥(第二の２(1)⑨準用)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| 13　保育職員加配加算 | (1) 保育機能の充実を図るため、指定入所基準に定める員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を１以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  **◆平24厚告123別表第２の３の２の注１**  **◎留意通知第三の(2)⑥の２** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
|  | (2) 保育機能の充実を図るため、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の十九の二に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定発達支援医療機関において、指定入所支援を行った場合に、１日につき所定単位数を加算しているか。  **◆平24厚告123別表第２の３の２の注２**  **平24厚告269の十九の二**  **◎留意通知第三の(2)⑥の２**  指定入所基準に準じた員数の従業者に加え、児童指導員又は保育士を１人以上（常勤換算）配置しているものとして都道府県知事に届出た場合、加算できる。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| 14 地域移行加算 | 入所期間が１月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定発達支援医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中２回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後１回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、指定医療型障害児入所施設で有期有目的の支援を行う場合又は指定発達支援医療機関で有期有目的の支援を行う場合を算定している場合であって入所中の場合又は退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算していないか。  **◆平24厚告123別表第２の４の注**  **◎留意通知第三の(2)⑦（ (1)⑬準用)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| 15　小規模グループケア加算 | (1) 平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の二十に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定発達支援医療機関において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児１人につき所定単位数を加算しているか。  **◆平24厚告123別表第２の５の注**  **平24厚告269の二十**  **◎留意通知第三の(2)⑧ ( (1)⑯(一)準用)** | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| 16 福祉・介護職員 処遇改善加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十七に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。17において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。  　イ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)　本点検表P.38の２からP.47の15までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数  　ロ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)　 本点検表P.38の２からP.47の15までにより算定した単位数の1000分の58に相当する単位数  ハ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)　 本点検表P.38の２からP.47の15までにより算定した単位数の1000分の32に相当する単位数  **◆平24厚告123別表第２の６の注**  **平24厚告270の十七(二準用)**  **◎留意通知第三の(2)⑨(第二の２(1)⑯準用)**  　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| 17 福祉・介護職員 等特定処遇改善 加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十八に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、就学児に対し、指定入所支援を行った場合には当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げる一方の加算を算定している場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。  イ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅰ）　本点検表P.38の２からP.47の15までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数  ロ　福祉・介護職員特定処遇改善特別加算（Ⅱ）　本点検表P.38の２からP.47の15までにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数  **◆平24厚告123別表第２の７の注**  **平24厚告270の十八（三準用）**  **◎留意通知第三の(2)⑨（第二の２(1)⑯準用）**  　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | □適  □否  □該当なし |
| 18 福祉・介護職員 等ベースアップ等支援加算 | 平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」の十九に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合は、本点検表P.38の２からP.47の15までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。  **◆平24厚告123別表第２の８の注**  **平24厚告270の十九（三の２準用）**  **◎留意通知第三の(2)⑨（第二の２(1)⑯準用）**  　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和４年７月22日付け障障発0722第１号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照のこと。 | 適宜必要と認める報酬関係資料 | 適宜必要と認める報酬関係資料 |